

栃木県指令 北保 第140-64号

申請者住所 東京都豊島区東池袋3丁目8番5-203号  
氏 名 株式会社 大鷹の里

平成23年 3月25日付けで申請のあった温泉の利  
用（飲用）許可申請については、温泉法（昭和23年法律  
第125号）第15条第1項の規定により次の条件を付して  
許可する。

平成23年 3月30日

栃木県北保健所長 塚田 三夫



1. 利用場所 那須塩原市井口548-350  
大鷹の湯 館内
2. 利用源泉名 大鷹の湯
3. 飲用許容量 1回の飲用量は源泉を5倍以上に希釈したものを200ml  
以下とし、1日あたり3回までとする。  
なお、15歳以下の者については、知見が必ずしも十分に  
ないため、原則的には飲用を避けること。  
ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受ける  
こと。
4. 温泉の成分に変化があった場合は直ちに指示を受  
けること。

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から  
起算して60日以内に栃木県知事に対して審査請求することができる。



# 温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書

平成23年3月30日

株式会社 大鷹の里 様

栃木県県北保健所長 塚田 三夫



平成23年3月25日付け申請の温泉利用許可に伴う、温泉の飲用上の禁忌症、適応症及び飲用上の注意を次のとおり決定したので通知する。

利用場所	那須塩原市井口548-350 大鷹の湯 館内
利用源泉名	大鷹の湯
ゆう出地	那須塩原市井口字西原548-378
泉質	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉 (アルカリ性低張性高温泉)

